



山形県公報

平成22年2月26日(金)

号 外(3)

目 次

条 例

山形県地域活性化基金条例の一部を改正する条例.....(財政課)...2
山形県地域医療再生臨時特例基金条例.....(健康福祉企画課)...同

この号で公布された条例のあらまし

山形県地域活性化基金条例の一部を改正する条例 (県条例第1号) (財政課)

山形県地域活性化基金の設置期間を平成23年3月31日まで延長することとした。

山形県地域医療再生臨時特例基金条例 (県条例第2号) (健康福祉企画課)

- 1 医療機能の強化、医師等の確保その他の地域における医療に係る課題の解決に向けて策定する計画に基づく事業を実施するため、山形県地域医療再生臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)
- 2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。(第2条関係)
- 3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。(第3条及び第4条関係)
- 4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)
- 5 基金は、1に掲げる事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。(第6条関係)
- 6 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失うこととした。(附則第2項関係)

条 例

山形県地域活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第 1 号

山形県地域活性化基金条例の一部を改正する条例

山形県地域活性化基金条例(平成21年 2月県条例第 2号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成22年 3月31日」を「平成23年 3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県地域医療再生臨時特例基金条例をここに公布する。

平成22年 2月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県条例第 2 号

山形県地域医療再生臨時特例基金条例

(設置)

第 1 条 医療機能の強化、医師等の確保その他の地域における医療に係る課題の解決に向けて策定する計画に基づく事業を実施するため、山形県地域医療再生臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成26年 3月31日限り、その効力を失う。